とやま健康企業宣言Step2に係る取組項目に対する趣旨・解説及び評価方法・基準 【令和4年4月1日改正】

できている:5(10)点 / 概ねできている:3(5)点 / できていない:1点

分野	番号	質問	趣旨•解説	備考(評価方法・基準)	(参考資料)	点数
健診・重症化予防	1	対象者への受診の確認を行っていますか	組織における従業員の健康課題を把握し、必要な対策を講じるための前提として、従業員の定期健康診断の受診が 徹底できているか。	やむを得ない理由がある者を除き、健診を確実に実施しているかどうか。 (やむを得ない理由の例) 長期の病休者、1年を超える海外赴任、妊娠中、産休・育休中 【配点】 ②診率 95%以上 5点 94%~80% 3点 80%未満 1点		5 • 3 •
	2	健診結果が「要精検」「要治療」など再度検査が必要な人に受診させるなど、適切なフォローができてますか		健診結果において「要精密検査」「要治療対象者」の判定がでた者の 医療機関受診率で判定。 【配点】 実施率 95%以上 10点 94%~80% 5点 80%未満 1点 ※対象者がいない場合は10点とする。 なお、事前に健診結果を産業医に見せて再受診の必要はないと判断された者や、本人が既にかかりつけ医に相談等している者については受診者数に含むこととする。		10 • 5 •
	3	健診結果を踏まえた健康 教育や健康相談などの保 健指導を実施していますか	労安法69条に定める健康教育や健康相談などの実施状況に対する評価。全社的な取り組み以外の個々に対する具体的対応の実施が求められる。健康相談は、単に窓口を設置するだけではなく、その旨を従業員へ周知すること。	特定保健指導の実施率に基づき判定 (保険者または保険者が委託している健診機関等が実施するもの) 【配点】 実施率 70%以上 5点 69%~50% 3点 50%未満 1点 ※対象者がいない場合は5点とする。 ただし、以下の場合は実施率が50%未満であっても3点とする。 ・特定保健指導の利用率向上のために全社的に勧奨を実施している場合 ・健康教育としてセミナーの実施や、産業医が実施する保健指導を実施している場合	【安全衛生優良企業公表制度認定基準解説書】2-1-4	5 • 3 •

分野	番号	質問	趣旨•解説	備考(評価方法・基準)	(参考資料)	点数
健診・重症化予防	4	家族(被扶養者)の特定健 診の受診勧奨をしています か	被保険者の健診受診同様に、被扶養者の健診受診(健康管理)についても、事業所として積極的に受診勧奨し受診率を向上させることが大切。被扶養者の健康づくりが被保険者の健康づくりにも繋がる。	特定健康診査を受診した40歳以上被扶養者の受診率 ※40歳以上の被扶養者を対象とし、保険者が実施する特定健康診査を 利用しない場合は、健診結果データを保険者へ提供することとし、 提供されたデータは受診率にカウントする 【配点】 受診率 50%以上 5点 49%~30% 3点 30%未満 1点 ただし、受診率30%未満であっても、事業所として受診勧奨を独自に 行っていると認められる場合は3点とする		5 • 3 •
健康管理・ 安全衛生活動及び感 染症予防対策の取組	(5)	疾病を有する従業員が、適 切に治療しながら仕事を続 けられるよう、職場での支 援体制が整っていますか	疾病(※メンタルヘルスを含む)を有する従業員が、治療しながら仕事を続けられるように社内の仕組みを構築し、対象従業員への支援を行っているかを評価する。	・病気休暇・休職等に伴う対応が整備されているか(就業規則など) ・相談窓口を設置している ・社内研修を実施している ・限度額認定証等の健康保険給付や厚生年金保険等の公的保険制度・支援制度に関する周知を行っている。 ・診断書の提出等により治療が必要な従業員が、適切に治療を継続しているかどうかを確認し、治療を中断している場合は管理者等が声掛けを行うなど適切なフォローをしている。 ・時間単位の有給休暇制度や短時間勤務制度などが、就業規則等に規定されている。 ・職場の人事担当者、上司、産業保健スタッフ、本人など関係する者が連携し、個人個人に必要な配慮がとられている。 ・職場復帰支援プログラム等が策定されている。 【配点】 上記の5項目以上満たしている場合 10点 3項目~4項目の場合 5点 3項目未満の場合 1点 ただし、趣旨に沿った他の取り組みが実施されている場合は1つの項目を満たしたものとする	【安全衛生優良企業公表制度認定基準解説書】2-1-1-⑦ 【事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン】4	10 • 5 •
	6	感染症予防対策を行ってい ますか	感染症対策の啓発や予防、感染拡大防 止に向けた取組がなされているかを評 価する。	・感染症対策の啓発として掲示物の掲示、研修を行っているか。 ・感染症予防の観点から勤務体制(受診時の時間年休・勤務認定、時差通勤・テレワークなど)の配慮を行っているか。 ・予防接種の費用補助または接種場所の提供を行っているか。 ・予防関連用具等(体温計・消毒液・マスクなど)の配備を行っているか。 【配点】 上記の3項目以上満たしている場合 5点 1項目でもある場合 3点 ただし、趣旨に沿った他の取り組みが実施されている場合は1つの項目を満たしたものとする	【安全衛生優良企業公表制度認定基準解説書】2-1-(7) 【事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン】4	5 • 3 •

分野	番号	質問	趣旨・解説	備考(評価方法・基準)	(参考資料)	点数
	7	メンタルヘルス対策に関する計画を策定して実施し、 従業員と情報を共有していますか	従業員参加の下のメンタルヘルス対策に係る取組がPDCAサイクルとして行われているかどうか。ここではPDを確認。安全衛生計画の一部としての取組でもよい。計画は具体的な実施内容と措置内容が定められていること。さらに、この計画が、従業員と共有されていること。共有とは、社内掲示板やメールを利用し従業員が容易に閲覧できるかどうか。	 ・心の健康づくり計画等を策定(スケジュールや内容を網羅している) ・策定した内容や、策定に基づく措置を従業員と共有している(伝達手段が何か) 【配点】 上記の項目すべてを満たしている場合 1項目のみの場合 該当がない場合 ただし、50人未満の小規模事業所(産業医がいない等)については、・地域産業保健センターの相談窓口や外部機関(健診機関等)を利用している場合 → 3点 ・さらに従業員へ情報共有している場合 → 5点 	【安全衛生優良企業公表制度認定基準解説書】2-2-①② 【労働者の心の健康の保持増進のための指針】4	3
メンタルヘルス対策	8	ストレスチェックを実施し、 結果に基づく自社の傾向の 把握や職場改善を行ってい ますか		 ストレスチェックを実施し、集団分析による傾向の把握を行っている。 【配点】 必要な職場環境の改善を行っている場合。 または、衛生委員会等で職場の課題として問題 長起または検討を行っている場合 集団分析による傾向の把握を行っている 3点 該当がない場合 1点 ただし、50人未満の小規模事業所等においては、ストレスチェック制度に準ずるストレスチェック(注)を実施している場合は3点。さらに、必要な職場環境の改善等を実施している場合は5点とする。 (注)厚生労働省「こころの耳」のストレスチェック(セルフチェック)など 	【安全衛生優良企業公表制度認定基準解説書】2-2-④ 【労働者の心の健康の保持増進のための指針】6 【労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル】8	3
	9	メンタルヘルスの相談ができる仕組みや、情報提供、 研修会を行っていますか	従業員が利用可能なメンタルヘルスの相談窓口が設けられているか、管理者及び従業員に対し、メンタルヘルスに関する情報提供、教育研修が行われていることを評価する。 ※ 50人未満の小規模事業所等については、地域産業保健センターの相談窓口の利用や、こころの耳(厚生労働省)を利用することが望ましい。	 ・メンタルヘルスの相談窓口を設置している(社内のみならず、社外の相談窓口についても従業員へ情報提供を実施していること) ・全従業員へメンタルヘルスに関する情報提供または研修等を行っている(セルフケアの実施) ・全管理者へメンタルヘルスの研修等を行っている(ラインケアの実施) 【配点】 上記の3項目以上満たしている場合 5点 1項目以上満たしている場合 3点 該当がない場合 1点 ただし、趣旨に沿った他の取り組みが実施されている場合は1つの項目を満たしたものとする 	【安全衛生優良企業公表制度認定基準解説書】2-2-5⑥ 【労働者の心の健康の保持増進のための指針】 5、6	

分野	番号	質問	趣旨•解説	備考(評価方法・基準)	(参考資料)	点数
過重労働防止 当事前 (ここの) (ここの	10	る計画を策定して実施し、	従業員参加の下の過重労働防止対策に係る取組がPDCAサイクルとして行われているかどうか。ここではPDを確認。安全衛生計画の一部としての取組でもよい。時間外労働の削減目標の明示や、そのために必要な取組が行われていること。さらに、この計画が、従業員と共有されていること。共有とは、社内掲示板やメールを利用し従業員が容易に閲覧できるかどうか。	 過重労働防止対策計画等が策定されている ・策定した内容や、策定に基づく措置を従業員と共有している (伝達手段が何か) 【配点】 上記の項目すべてを満たしている場合 1項目のみの場合 該当がない場合 1点 ただし、50人未満の小規模事業所等については、過重労働防止対策計画等の 策定にあたって、 地域産業保健センターへの相談等をしている場合 →3点 さらに従業員へ情報共有している場合 →5点 	【安全衛生優良企業公表制度認定基準解説書】2-3-1①② 【過重労働による健康障害防止のための総合対策について】	5 • 3 •
	11)		従業員の労働時間を客観的方法により把握し、所定労働時間を超えて労働させた時間について、管理者がその情報を把握しているかを評価する。	・タイムカード等により勤務時間を適正に把握している ・把握した労働時間と実労働時間に著しいかい離がないか(サービス残業)、 入退室時間やパソコンのログ記録等により実態調査または別の方法で 把握している ・36協定にて延長できる時間を超過する恐れがある場合や、時間外労働が 80時間を超えた場合、直ちに把握できるようにしている 【配点】 上記の3項目以上満たしている場合 1項目以上満たしている場合 3点 該当がない場合 1点 ただし、趣旨に沿った他の取り組みが実施されている場合は1つの項目を満たしたものとする	【安全衛生優良企業公表制度認定基準解説書】2-3-1-④ 【過重労働による健康障害防止のための総合対策について】 【労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン】	3
	12	大側が80時间を超える低 業員に対し、医師による面	1か月あたりの時間外労働(休日労働も含む)が80時間を超える作業員に対し、医師による面接指導を受けやすいよう取組・工夫がされているかを評価する。社内での面接指導の基準として80時間未満の時間が設定されている場合はより望ましい。	・時間外、休日労働が80時間を超える従業員については、申し出による 面接指導等(100時間超又は2~6か月平均80時間超は医師による 面接指導等が受けられることを周知している ・面接指導等が受けられるための具体的な手順(手続き)が明確化されている ・面接指導等該当者が発生した場合は、発生から速やかに面接指導等の 申出を行うよう直接勧奨している 【配点】	【安全衛生優良企業公表制度認定基準解説書】2-3-1-⑤ 【過重労働による健康障害防止のための総合対策について】	5 3

分野	番号	質問	趣旨•解説	備考(評価方法・基準)	(参考資料)	点数
過重労働防止	13)	年次有給休暇の取得促進 を行っていますか	全社的な年次有給休暇の取得促進のための具体的なルールを設け、実施していること。その実績として従業員に付与された年次有給休暇の取得率を評価する。まず、取得状況を把握し、所得促進に向けた取組を全社で実施する。特定の部署や一過性の対応は望ましくない。	・有給休暇取得日数計 / 有給休暇付与日数 × 100 = (%) 「年次有給休暇取得日数」は、当該年度に実際に取得した日数であり、繰り越し分を含む「年次有給休暇付与日数」は、当該年度に付与された日数であり、繰り越し分を含まない 【配点】 取得率 70%以上 5点 69~50% 3点 50%未満 1点 ※有給休暇の計画的付与制度導入など、具体的な有給休暇促進に関する取組がある場合には、取得率50%未満であっても3点	【安全衛生優良企業公表制度認定基準解説書】2-3-1-⑥、2-3-2-① 【過重労働による健康障害防止のための総合対策について】	5 • 3 •
健康経営に関する取組	14)		企業のトップが定めた従業員の健康や 安全の確保を重視する方針が明文化さ れており、全社的な情報共有がなされて いるかを評価する。	企業のトップ自らのメッセージが行われていること(必須) 【配点】 従業員の健康や安全確保に関して明文化された ものを、従業員へ情報の共有ができている 従業員の健康や安全確保に関して明文化している 5点	【安全衛生優良企業公表制度認定基準解説書】2 -(1)(2) 【中小規模事業場労働安全衛生評価基準とその解説】1(1)	5
	15)	画を策定して実施、従業員	健康課題を経営課題の一環としてとらえ、従業員の健康の保持増進に関する 積極的な取組状況と従業員への情報の 共有がされているかを評価する。	社内の健康課題を明確にし、従業員の健康の保持、増進、安全衛生活動に関する計画書を策定する 【配点】 計画書を策定し、その内容や取組みが従業員と 5点 共有されている 3点 計画書を策定している 3点 該当がない場合 1点 ※Step1における取組でも活用した「事業所健康度診断」を利用して健康課題を見える化し、従業員へ情報提供すること。	【安全衛生優良企業公表制度認定基準解説書】2-1-1(1)② 【JISHA方式適格OSHMS 基準の解説】1(5) 【中小規模事業場労働安全衛生評価基準とその解説】1(3)	3
	16	策定した実施計画等に基 づいて、職場環境の改善を 図っていますか	策定した実施計画等に基づいた取組 がなされているか、また、実施によって 職場環境の改善等を確認しているかを 評価する。	【配点】 計画書に沿った取組がなされ、職場環境の改善等を確認している 5点 計画書に沿った取組がされている 3点 該当がない場合 1点 ※Step1での取り組みを見直す	【安全衛生優良企業公表制度認定基準解説書】2-1-13	5 • 3 •

分野	番号	質問	趣旨•解説	備考(評価方法・基準) (参考資料)	点数
健康経営に関する取組	\mathbb{U}	事業所の健康づくりの取り 組み及びStep1認定時の フィードバック事項の改善を 継続して実施していますか	全社的な健康づくりの取り組みや健康 経営の取り組みを継続して実施している かどうかを評価する。	 ・実施状況を報告 (取組の確認として、Step1の重要な取り組み(食・運動・禁煙)の実施に加え、Step1認定時のフィードバック事項の改善の取り組みも実施していることを確認する) 【配点】 Step1の重要な取り組み(食・運動・禁煙)に加え、Step1認定時におけるフィードバック事項の改善の取り組みも実施している Step1の重要な取り組み(食・運動・禁煙)をすべて実施している Step1の重要な取り組み(食・運動・禁煙)をすべて実施している またしている Step1の重要な取り組み(食・運動・禁煙)の一部を実施している 1点 ※Step1での取り組みを見直し、健康づくりへの取り組みを継続する ※Step1での取り組みを見直し、健康づくりへの取り組みを継続する ※Step1での取り組みを見直し、健康づくりへの取り組みを継続する ※Step1での取り組みを見直し、健康づくりへの取り組みを継続する ※Step1での取り組みを見直し、健康づくりへの取り組みを継続する ※Step1での取り組みを見直し、健康づくりへの取り組みを継続する ※Step1での取り組みを見直し、健康づくりへの取り組みを継続する ※Step1での取り組みを見直し、健康づくりへの取り組みを継続する ※Step1での取り組みを見直し、健康づくりへの取り組みを継続する ※Step1を対しますとは、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが	5 • 3 •

認定基準:合計点数80点以上 合計点数 点/100点